

令和4年度第10回

川本町農業委員会総会議事録

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分については■で消しています

令和4年度第10回川本町農業委員会総会議事録

1. 開催日時

令和5年2月24日(木) 13:30～

2. 開催場所

川本町役場 会議室

3. 出席委員

1番	福谷 善彦	委員	2番	釜田 雄二	委員
3番	松田 美知子	委員	4番	柴原 かな	委員
5番	浅原 幸雄	委員			

4. 欠席委員

無し

5. 会議に付した議案等

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第2条に規定する農地でない土地の証明願について
報告第1号 合意解約書及び合意解約申出書の届け出について
報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出について

6. その他

7. 事務局

事務局長 竹下 征二

8. 議事

事務局

総会を開催するにあたり会長よりご挨拶をお願いします。

会長

コロナ感染が始まり三年目、川本町も今年に入り感染拡大がございましたが、最近
はゼロが続き安心しております。ロシアがウクライナ侵攻も丸一年が過ぎました。い
つ終わるのか分からない状況ですが、少しずつ畜産にも影響が出てきているかと思
います。

本日は天気が良い中、お集まりいただき有難うございます。それでは令和4年度第
10回川本町農業委員会総会を開催します。出席者報告及び総会成立宣言を事務局よ
りお願いいたします。

事務局

本日、委員総数5名、出席者数5名、委任状0、欠席者数0名ということで、農業
委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、委員の出席が過半数に達してい
ることから本総会が成立することを宣言します。

会長 議事録署名委員の指名をおこないます。3番松田委員さん、4番柴原委員さんをお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

3・4番委員 はい。

会長 本日の議事日程ですが、本日提出いただいているのは議案2件、報告事項2件ございます。

議事に入ります。議案第1号 農地法第3号の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは議案第1号 農地法第3号の規定による許可申請書について、説明します。資料1頁をご覧ください。今回3件の申請が提出されましたので1件毎に説明します。

1件目は資料3頁をご覧ください。令和5年2月1日付けで、許可申請が提出されています。譲受人が■■■地区の■■■さん、譲渡人は■■■在住の■■■さんです。譲受人である■■■さんが、親戚である■■■さんの農地を所有権移転されます。今回の対象地は1筆、地目は田、総面積は■■■㎡です。

場所は、資料8頁をご覧ください。■■■地区の■■■線の■■■さん宅付近の県道沿いの農地です。所有権移転後は、エゴマか水稻を栽培される予定です。

次の頁にあるように、■■■会長と■■■委員とで、現地確認をおこなっています。現地では2筆の農地のようになっておりましたが、地積上では1筆となっています。■■■さんは娘婿さんが今後、農大に行かれる予定で、お父さんの■■■さんの手伝いをしていく予定です。

まずは、この1件目の案件からご審議のほど、お願いします。

会長 2月22日(水)に■■■委員さんと現地調査へ行ってきました。譲渡人の■■■さんのお父さんの代が■■■に住んでおられましたが、■■■へ転出されており、それから農地は親戚の■■■さんが何十年と耕作されてきました。農業委員会へ申請を出されておらず、近年はエゴマを栽培されていたようです。頑張っ続けていただけたらと思います。

■■■委員 現地確認写真を見ていただいても分かるとおおり、問題無いと思います。

会長 書類確認の時間をとります。

各自書類確認

会長 お目通しただけでしたか。何かご意見・ご質問等ございますか。無いようでしたら採決に移ります。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、許可相当として認めてよろしいでしょうか。よろしければ挙手を持ってお願いします。

全員挙手

会長 全員挙手ということで、許可相当と認めます。続いて2件目の説明をお願いします。

事務局 次の2・3件目は関連がありますので、一括でご説明申し上げたいと考えておりますが、会長よろしいでしょうか？

会長 皆さん、よろしいでしょうか。それでは同時に説明をお願いします。

事務局 2件目は、資料10頁をご覧ください。令和5年2月10日付けで、許可申請が提出されています。この案件は以前、第7回の総会で継続審議となっていた案件ですが、資料19頁をご覧ください。申請の取下願が出され、今回、新たに申請を提出されておられます。取下の理由としては、以前の申請書には第9回総会で非農地証明を受けた農地が含まれており、今回の申請では、非農地証明をされた農地を外しての申請となっております。

資料10頁にお戻りください。譲受人は■■■■さん、譲渡人は■■■■さんです。今回の対象地は、田■■筆、面積は、■■■■㎡、畑■■筆、面積は、■■■■㎡となっています。所有権移転後は、果樹（りんご）の栽培をおこなう予定です。場所につきましては、資料16頁をご覧ください。■■■■の県道■■■■線沿いにある農地です。

3件目は、資料21頁をご覧ください。令和5年2月10日付けで、許可申請が提出されています。本案件も資料27頁にあるように取下願いが提出される案件で、取下理由は、先ほどとご説明したとおりです。譲受人は■■■■さん、譲渡人は■■■■さんです。今回の対象地は、田■■筆、面積は■■■■㎡です。場所は資料26頁に掲載しておりますが、2件目の農地に隣接しております。こちらも果樹（りんご）を栽培される予定です。2つの申請ともに、■■■■会長と■■■■委員とで、現地確認もおこなっています。

新たな申請となりますが、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

会長 2月22日（水）に■■■■委員さんと現地調査へ行ってきました。■■■■が農地図で確認できないですが。

事務局 法務局の地籍には■■■■があるのですが、どの地籍図の画面にも図面が出てこない地番になります。

会長 災害などで流され土地がなくなることもありますので、現地が不明なら農地ではないですよ。

事務局 農地台帳も■■■■の地番はありますが地図では反映されず確認ができないので、どのようにいたしましょうか。これでは許可が得られないので■■■■は外した方がいいですか。それとも特定できる図面を再提出してもらいましょうか。

会長 場所が不明なら3条申請でなく非農地証明の方がいいのではないのでしょうか。申請者に場所を特定してもらい、災害で流されたなど理由があれば非農地証明をすべきだと思います。

あと譲受人の■■■さんは果樹を栽培されるということで、資料14頁の「農作業への従事状況」では、常時従事するとなっておりますが、前回のこともありますので、しっかり耕作をしていただきたいです。

■■■委員さん、何かございますか。

■■■委員

家族で農作業に従事されるということですが、従業員がした場合どうなるのですか。

■■■委員

主は家族かも知れませんが個人で人を雇うのは問題ないのではないのでしょうか。農家でも手が足りないときに手伝ってもらいますよね。

会長

それでは書類確認でお目通しをお願いします。

各自書類確認

会長

何かご質問等ございますか。■■■■■については確認できないので、申請者へ確認をお願いします。

事務局

継続審議ですか。■■■■■以外を審議されますか。

会長

他にも確認したい地番がございますので、このあと現地へ再度確認して行き、事務局へ報告したいと思えます。

事務局

報告があれば許可するということですか。それとも継続審議でしょうか。

■■■委員

現地へ行ってよければ許可をすればいいのではないのでしょうか。

事務局

そのようにいたします。

会長

続いて■■■さん申請の書類確認をお願いします。

各自書類確認

会長

それでは採決に移ります。農地法第3条の規定による許可申請2・3件目について、許可相当として認めてよろしいでしょうか。よろしければ挙手を持ってをお願いします。

全員挙手

会長

全員挙手ということで許可相当と認めます。続きまして、議案第2号 農地法第2条に規定する農地でない土地の証明願について、事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは、議案第2号 農地法第2条に規定する農地でない土地の証明願についてご説明します。資料28頁をご覧ください。令和5年2月17日付けで農地でない土地の証明願が提出されました。申請者は、■■■地区の■■■さんです。対象地は全

筆、地目は田、総面積■■■■m²です。場所は、資料34頁をご覧ください。
■■■■から■■■■トンネルを過ぎて右手側の山沿いにあり、■■■■さんご本人の家の前の農地となります。

証明を受けようとする農地は、5年以上耕作されておらず原野化しています。理由としては、この場所は水はけが悪く深田及び山沿いにあるため、有害鳥獣（特にサル）被害がひどく受け手がおらずに耕作されていません。

申請者からは、ご本人も高齢で後継者もおらず荒廃が進むのを懸念され、一年前より太陽光発電施設を整備したいとの申出がありました。しかし申請地は、農用地区域内の農地であるため、事務局の方としても出来るだけ担い手を探すことを考え、近隣の認定農業者及び新規就農者への斡旋及び農地中間管理機構を通しての借入れを依頼しました。しかし水稻だとトラクターがはまり易い、エゴマは水はけも悪いと栽培が厳しい、と担い手より断りがございました。

また農地中間管理機構で■■■■さんと現地へ出向き、担い手はいないか、斡旋できないかとお願ひしたのですが、資料30頁をご覧ください。令和5年1月5日付け農地中間管理権の取得に係る借入要件の不適合について、「公益財団法人しまね農業振興公社中間管理事業の実施に関する規定」第5条に基づき、不適合の判断となっております。資料31～33頁に、規程を添付しております。

これらにより農用地区域内の第1種農地でも現在、資料32頁にあるように再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域というのがございます。第1種農地でも太陽光を設置してもよいという法律ができております。その中の規定にある農地中間管理事業規定において定める基準に適合しないものとして借受しなかった農用地に該当すると考えております。このようなことを踏まえて非農地として証明願を提出されておられます。

なお現地については、資料35頁にありますように■■■■委員と■■■■委員と一緒に、現地確認をしております。

このようなかたちで非農地証明願を提出されましたので、ご審議のほどをよろしくお願ひします。

会長

事務局より説明がございましたが、現地の方を■■■■委員さんと■■■■委員さんが行っておられますので、ご報告をお願いします。

■■■■委員

■■■■トンネル出て右側の山岳地帯にあります。段地ではありますが、上の方から荒廃が進んでおり、まわりで耕作されているのは数筆のみで他は荒廃農地です。■■■■さんの田は右側に山、左側は急傾斜となっております。他の場所と比べて耕運機入れるのに狭く、相当体力があり、やる気がないと維持することができないと思います。数年前から担い手の■■■■さんが見当されたようですが条件が悪すぎて、近隣の方もされないようで、今後も耕作される方がいないのでは、と思うのが正直なところです。

営農型太陽光を考えてはおられないみたいで、非農地化にして太陽光を設置するのが最善なのではと思います。設置された場合、車でトンネル通れば太陽光パネル設置してあるのがすぐわかる場所です。有害鳥獣対策にも設置はいいのではないかと考えております。

■■■■委員

■■■■委員と同じ意見です。

会長

書類審査の時間をとります。

各自書類確認

会長

何かご意見・ご質問等ございませんか。私の方からよろしいでしょうか。確認ですが転用の目的がはっきりとしていますよね。非農地証明より4条申請ではないでしょうか。

事務局

農地法第4条でおこなう場合、転用ですよね。

会長

農業委員会は農地法を重視すべきところですが、再生可能エネルギーという目的がはっきりとあるのであれば事業計画を立ててもらい、何十年後までどのようになるのか分からないことなので見直した方がいいかと思います。

委員

懸念するのは、非農地にした後に太陽光設置を中止して、山林化だけになることは避けたいですよね。

会長

今はよくても将来どのようになるのか分からないものを設置して将来、太陽光を管理する人の対応策をきちんとすべきです。

事務局

に息子さんがおられ、管理するというのは聞いております。

会長

議案第2号につきましては、非農地証明でなく農地法第4条或いは5条で事業計画書を提出してもらおうよう事務局より指導をお願いするかたちでよろしいでしょうか。

多数賛同

会長

同意を得られましたので、事務局はお願いします。続きまして報告第1号 合意解約書及び合意解約申出書の届出について、事務局よりお願いします。

事務局

それでは報告第1号 合意解約書及び合意解約申出書の届出について説明します。今回は、2件の届出が提出されています。資料36頁をご覧ください。

1件目は、賃貸人は 在住の さん、賃借人は 地区の さんです。さんが亡くなられたことにより、配偶者の さんの方から解約の申出があり、さんに伝えたとここの合意解約という運びとなりました。解約の農地は、2筆で地目は田、総面積 m^2 です。農地図は、資料38頁に掲載しておりますのでご確認ください。場所は、 から 集会所に行く途中の町道沿いにあります。

つづいて2件目です。資料39頁をご覧ください。賃貸人は 地区の さん、賃借人は 地区の さんです。さんが亡くなられたことにより、配偶者の さんの方から解約の申出があり、さんに伝えたとここの合意解約という運びとなりました。解約の農地は、 筆で地目は田、総面積 m^2 でした。

す。農地区は、資料4 1頁に掲載しておりますのでご確認ください。■■■集会所の前にある農地です。

以上で説明を終わります。

会長

書類確認の時間をとります。

各自書類確認

会長

何かご質問等ございますか。今後は■■■さん、■■■さんの農地はどのようにされるのでしょうか。

事務局

作り手の方は、■■■さんの農地は決まっておりません。■■■さんの農地については、■■■さんがお亡くなりになられたばかりですので情報が入っておりません。

会長

■■■さんはご自身で水田もございますよね。

事務局

既に細目書には、自己保全で提出されておられます。

会長

他にございませんか。無いようでしたら報告第1号について、受理してよろしいでしょうか。

一同賛同

会長

全員賛同ということで受理いたします。続きまして報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出について、事務局よりお願いします。

事務局

報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出についてご報告します。資料2頁をご覧ください。今回、3件の届出が提出されています。

1件目、申請者は■■■地区の■■■さんです。■■■さんは、亡くなられた■■■さんのお子さんで今回、■■■地区にあります畑■■■筆を相続されました。総面積は、■■■㎡となります。

2件目、申請者は■■■地区の■■■さんです。■■■さんは亡くなられた■■■さんのお子さんで今回■■■地区にあります田■■■筆、畑■■■筆、合計■■■筆を相続されました。総面積は■■■㎡となります。

3件目、申請者は■■■地区の■■■さんです。■■■さんは、亡くなられた■■■さんの配偶者で今回、■■■地区にあります田■■■筆、畑■■■筆を相続されました。総面積は、■■■㎡となります。

以上で説明を終わります。

会長

何かご質問等ございますか。無いようでしたら報告第2号につきましては、ご周知のほど、よろしく申し上げます。

以上を持ちまして、本日審議した議案・報告事項を終了いたします。「その他」について、事務局より何かございますか。

事務局

特にございません。次回の総会は、日を改めてご連絡いたします。

会長

それでは、令和4年度第10回川本町農業委員会総会を終了いたします。

以上、会議の顛末を記録し、相違なきを証するために署名押印する。

令和 年 月 日

会 長

議事録署名者

議事録署名者
